

義務教育諸学校における特例任用校長設置要綱（案）

義務教育課

1 趣旨

この要綱は、職員の定年等に関する条例（昭和59年長野県条例第1号。以下「条例」という。）第9条第3項の規定に基づき、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により県内市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）の設置する小学校、中学校及び義務教育学校に配置する校長（以下「特例任用校長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 特例任用の目的

管理監督職勤務上限年齢に達した校長のうち、豊かな教育経験やマネジメント力、リーダーシップを有している者を校長として引き続き任用することで、不足する校長職の人材を確保するとともに、学びの改革、多様性を包み込む教育、働き方改革の推進等の今日的な教育課題の解決や未来を見据えた学校変革等の推進を図る。

3 特例任用に係る選考等

(1) 対象者

県内市町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校の校長として勤務する県費負担教職員のうち、当該年度末に管理監督職勤務上限年齢に達する者又は特例任用校長として勤務する者で、以下の2つの基準に該当し、市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。）教育長の推薦を受けた者

ア 教育課題を具体的に把握し、アドバイザーとして、校長の学校マネジメントに関する助言を行うことができる人物

イ 県下の教育課題解決に向けて、確かなビジョンのもと先進的な取組を推進し、県下に発信できる人物

(2) 選考方法

アセスメント能力、ファシリテーション能力、マネジメント能力等の観点から書類及び面接による選考を行う。

(3) 任用人数

年度末の退職者数、翌年度の校長職への昇任者数、教育課題等に基づく市町村の要望を踏まえ、必要最小限の範囲で年度ごとに決定する。

(4) 任用期間

任用期間は1年とし、再任は妨げない。

(5) 配置する学校

ア 教育課題のある学校

イ 先進的な取組や継続すべき取組がある学校

4 補則

この要綱の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

高等学校等における特例任用校長設置要綱(案)

高校教育課

1 趣旨

この要綱は、職員の定年等に関する条例（昭和59年長野県条例第1号。以下「条例」という。）第9条第3項の規定に基づく、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により高等学校及び県立中学校に配置する校長（以下「特例任用校長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 特例任用の目的

管理監督職勤務上限年齢に達した校長のうち、豊かな教育経験やマネジメント力、リーダーシップを有している者を校長として引き続き任用することで、不足する校長職の人材を確保するとともに、学びの改革、地域や社会との連携・協働、働き方改革等の今日的な教育課題の解決や未来を見据えた学校改革等の推進を図る。

3 特例任用に係る選考等

(1) 対象者

県立高等学校の校長として勤務し、当該年度末に管理監督職勤務上限年齢に達する者又は特例任用校長として勤務している者で、以下の2つの基準に該当する者

- ア 教育課題を具体的に把握し、アドバイザーとして校長の学校マネジメントに関する助言を行うことができる人物
- イ 県下の教育課題解決に向けて、確かなビジョンのもと先進的な取組を推進し、県下に発信できる人物

(2) 選考方法

アセスメント能力、ファシリテーション能力、マネジメント能力等の観点から書類及び面接による選考を行う。

(3) 任用人数

年度末の退職者数、翌年度の校長職への昇任者数、地区での配置状況、学科での配置状況、教育課題等を踏まえ、必要最小限の範囲で年度ごとに決定する。

(4) 任用期間

任用期間は1年とし、再任は妨げない。

(5) 配置する学校

- ア 教育課題のある学校
- イ 先進的な取組や継続すべき取組がある学校

4 補則

この要綱の実施に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

特別支援学校における特例任用校長設置要綱(案)

特別支援教育課

1 趣旨

この要綱は、職員の定年等に関する条例（昭和59年長野県条例第1号。以下「条例」という。）第9条第3項の規定に基づく、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例により特別支援学校に配置する校長（以下「特例任用校長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 特例任用の目的

管理監督職勤務上限年齢に達した校長のうち、豊かな教育経験やマネジメント力、リーダーシップを有している者を校長として引き続き任用することで、不足する校長職の人材を確保するとともに、学びの改革、地域のインクルーシブ教育推進体制の構築、働き方改革の推進等の今日的な教育課題の解決や未来を見据えた学校変革等の推進を図る。

3 特例任用に係る選考等

(1) 対象者

県内の公立特別支援学校の校長として勤務し、当該年度末に管理監督職勤務上限年齢に達する者又は特例任用校長として勤務している者で、以下の2つの基準に該当する者

- ア 教育課題を具体的に把握し、アドバイザーとして校長の学校マネジメントに関する助言を行うことができる人物
- イ 県下の教育課題解決に向けて、確かなビジョンのもと先進的な取組を推進し、県下に発信できる人物

(2) 選考方法

アセスメント能力、ファシリテーション能力、マネジメント能力等の観点から書類及び面接による選考を行う。

(3) 任用人数

年度末の退職者数、翌年度の校長職への昇任者数、地区での配置状況、教育課題等を踏まえ、必要最小限の範囲で年度ごとに決定する。

(4) 任用期間

任用期間は1年とし、再任は妨げない。

(5) 配置する学校

- ア 教育課題のある学校
- イ 先進的な取組や継続すべき取組がある学校

4 補則

この要綱の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。